

労災診療費算定基準が改定され、平成30年4月からの被災労働者の診療に適用されます

労災診療費算定基準が平成30年3月30日に改定され、平成30年4月1日からの労災診療費の算定に適用されます。

改正点は、次の5点です。

1 四肢以外に行った創傷処置(100cm²未満)の取扱い

今般の診療報酬改正に伴い、創傷処置(100cm²未満)が45点から52点へ引き上げられたが、従来どおり45点として算定し、外来管理加算の特例の取扱いの対象とする。

2 職業復帰訪問指導料の拡充

対象者の要件である入院治療を伴わず通院療養を継続している期間

3ヶ月以上 → 2ヶ月以上

3 職場復帰支援・療養指導料の拡充

①対象者の要件である入院治療を伴わず通院療養を継続している期間

3ヶ月以上 → 2ヶ月以上

②療養・就労両立支援加算の新設(600点)

4 術中透視装置使用加算の拡充

対象部位に中手骨、手の種子骨、指骨(基節骨、中節骨、末節骨)、踵骨・足の舟状骨以外の足根骨を追加

(※踵骨・足の舟状骨は既に対象範囲)

5 労災電子化加算の延長

→ 詳細は、次頁以降をご覧ください。

1 四肢以外に行った創傷処置(100cm²未満)の取扱い

今般の診療報酬改正に伴いJ000創傷処置(100cm²未満)が45点から52点へ引き上げられました。労災診療費の取扱いについては、四肢加算対象外の部位に当該処置を行った場合、従来どおり45点として算定し、外来管理加算の特例の取扱いの対象として差し支えありません。

2 職業復帰訪問指導料の拡充

傷病労働者の職業復帰支援の充実を図るため、対象要件を次のとおり変更しました。
(下線部が改定箇所)

【対象傷病労働者】

入院期間が1月を超えると見込まれる者又は入院治療を伴わず通院療養を2か月以上継続している者であって就労が可能と医師が認める者。

3 職場復帰支援・療養指導料の拡充

① 傷病労働者の職業復帰支援の充実を図るため、対象要件を次のとおり変更しました。
(下線部が改定箇所)

【対象傷病労働者】

入院治療後通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める者又は入院治療を伴わず通院療養を2か月以上継続している者で就労が可能と医師が認める者。

② 医療機関と事業主等の連携による傷病労働者の円滑な職業復帰を促進するため、職場復帰支援・療養指導料を算定している場合療養・就労両立支援加算として、同一傷病労働者に対して、1回につき600点を算定することができます。

【算定要件】

- ・事業主又は産業医から治療上望ましい配慮等について助言を取得すること。
- ・助言を踏まえて、医師が治療計画の再評価を実施し、必要に応じ治療計画の変更を行うこと。
- ・傷病労働者に対して、治療計画変更の必要性の有無や具体的な変更内容等について、説明を行うこと。

※同一傷病について、健康保険診療報酬点数表の療養・就労両立支援指導料と重複して算定することは、原則、認められません。ただし、同一傷病であっても、指導する内容等が異なっている場合は、重複して算定することができます。

4 術中透視装置使用加算の拡充

傷病労働者の早期職場復帰のため、術中透視装置使用加算の対象部位に、中手骨、手の種子骨、指骨(基節骨、中節骨、末節骨)、踵骨・舟状骨以外の足根骨を追加しました。
(下線部が改定箇所)

術中透視装置を、「大腿骨」、「下腿骨」、「上腕骨」、「前腕骨」、「手根骨」、「中手骨」、「手の種子骨」、「指骨(基節骨、中節骨、末節骨)」及び「足根骨」の骨折観血的手術又は骨折経皮的鋼線刺入固定術を行う際に使用した場合に、220点算定できます。

なお、従来どおり「脊椎」の経皮的椎体形成術を行う際に術中透視装置を使用した場合にも算定できます。

5 労災電子化加算の措置期間を延長

現在、電子情報処理組織の使用による労災診療費請求又は光ディスク等を用いた労災診療費請求を行った場合、当該診療費請求内訳書1件につき5点の算定ができますが、当該加算の措置期間を平成32年3月診療分まで延長となりました。

(注1)平成26年3月診療分までは、電子レセプト1件につき3点の算定となります。

(注2)薬剤費レセプトは、「労災電子化加算」の対象とはなりません。

(注3)電子レセプト請求を開始するに当たっては、所定の手続きが必要となりますので、届出・設定などの詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

労災レセプト電算処理システム



検索



労災診療費算定基準の別紙様式1～様式5については、厚生労働省ホームページ（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rou sai_shinryouhi/kaitei.html）から入手できます。

別紙様式1・・・職場復帰支援・療養指導料の指導管理箋(精神疾患を主たる傷病とするもの(患者用))

様式2・・・職場復帰支援・療養指導料の指導管理箋(精神疾患を主たる傷病とするもの(産業医用))

様式3・・・職場復帰支援・療養指導料の指導管理箋(精神疾患を主たる傷病としないもの(患者用))

様式4・・・職場復帰支援・療養指導料の指導管理箋(精神疾患を主たる傷病としないもの(産業医用))

様式5・・・労災リハビリテーション実施計画書

●改定内容の詳細については、以下までお問い合わせください。

新潟労働局労働基準部労災補償課
(TEL:025-288-3506)